

事業者向け 千代田区防災船着場 利用マニュアル（実証実験用）

千代田区は、「千代田区防災船着場を活用した舟運事業実施に向けた実証実験実施要綱」に基づき、実証実験のために防災船着場を開放します。

本マニュアルは、実証実験に参加する事業者が、防災船着場を安全かつ円滑に利用するための手順、注意事項、禁止事項を整理したものです。

目次

第1部 はじめに

1 実証実験の主旨	2
2 船着場の利用について	
2-1 対象船着場	3
2-2 利用対象者及び対象船舶、禁止事項	4
2-3 利用の優先	5
2-4 出水時等の利用制限	5

第2部 基本的な利用の流れ

手順1 利用登録申請	6
手順2 鍵の借用	9
手順3 登録内容の変更・更新申請	10
手順4 利用日時の予約	11
手順5 利用・運行当日	
1 当日の基本ルール	15
2 参加者への周知事項	16
3 清掃・原状回復（利用後の対応）	16
手順6 事故・毀損があった場合	17
手順7 鍵の返却	18
手順8 利用実績報告書の提出	19

第3部 船着場ごとの特異点・運用方法 20

- 1 新三崎橋防災船着場
- 2 和泉橋防災船着場
- 3 千代田区庁舎前防災船着場
- 4 鎌倉河岸船着場
- 5 その他航行時の留意地点
- 6 鍵の運用方法
- 7 その他

付録 よくある質問（FAQ）	22
----------------	----

第1部 はじめに

用語

- ・ 区 千代田区
- ・ 区民 千代田区内に居住する者
- ・ 船着場 実証実験で使用する防災船着場
- ・ 利用登録者 区長の承認を受け、利用登録を行った事業者
- ・ 操船者 利用登録者に所属し、船を操船する者
- ・ 本事業 利用登録者が実施する実証実験
- ・ 参加者 本事業に参加し、船舶に乗降する者等
- ・ 管理要綱 千代田区防災船着場管理要綱（平成14年 14千環土発第278号）
- ・ 要綱 千代田区防災船着場を活用した舟運事業実施に向けた実証実験実施要綱（令和8年 8千地商発第285号）

船着場利用の概要

- ・ 船着場の利用 以下の「利用条件」に該当する方、及び厳守できる方が対象です。
- ・ 実証実験期間 令和8年10月1日～令和9年9月末日
- ・ 利用可能船着場 新三崎橋防災船着場、和泉橋防災船着場、千代田区庁舎前防災船着場、鎌倉河岸船着場
- ・ 運用方法 船着場毎に異なります。詳細は19ページ以降をご参照ください。

利用条件

- 対象者：原則として次の①または②のいずれかに該当するもの
 - ①自社で船舶を保有し、その範囲において内陸水運業を営む利用登録者
 - ②千代田区観光協会に加入する旅行業又は宿泊業を営む者で区内に拠点を置く利用登録者
- 利用可能時間：原則として午前9時～午後5時
照明設備等安全対策が済んだ船着場は夜間利用可。
- 接岸時間：原則として20分
- 利用料：無償
- その他：①必ず、本事業の期間中1回以上、区民を対象にした事業を実施
②固定栈橋を利用する場合は、利用登録者が利用前の清掃を実施

1 実証実験の主旨

区内には神田川、日本橋川が流れ、大規模な災害に備えて運搬ルートを確保するため防災船着場を整備しています。災害等緊急時には、復旧活動に必要な資機材の運搬や沿川被災地への救命、消防活動のための輸送を行います。また、救援物資の運搬や帰宅困難者の輸送など、重要な機能を担う施設として期待されています。

防災船着場を災害等緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また、多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用できる環境を整えることが大切です。

また、神田川にはお茶の水溪谷、日本橋川には石垣など、水面から楽しめる江戸築城にまつわる歴史的遺構が現存しています。この実証実験は、水上から都心の特徴的なまちなみをつなぎ、新たな観光資源として活用の可能性を探ることを目的としています。

本事業は、原則として全て各利用登録者の自己責任です。

一方、区民の財産を無償利用することを前提に「利用の遵守事項」は必ず守ってください。また、利用登録者は、本事業の実施にあたり、区民が改めて水上から区の魅力を知ったり、安心を共有できたりする取組みの積極的な実施をお願いします。

2 船着場の利用について

2-1 対象船着場



令和7年7月 東京都都市整備局「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針」より

名称	所在	船着場の構造
新三崎橋防災船着場	飯田橋3-10先（日本橋川右岸）	固定栈橋型
和泉橋防災船着場	神田佐久間町1-11先（神田川左岸）	浮栈橋型
千代田区庁舎前防災船着場	九段南1-2先（日本橋川右岸）	固定栈橋型
鎌倉河岸船着場	内神田1-31-11先（日本橋川左岸）	浮栈橋型



2-2 利用対象者及び対象船舶、禁止事項

- 本事業において、船着場を利用できる方は、①自社で船舶を保有し、その範囲において内陸水運業を営むもの、②千代田区観光協会に加入する旅行業又は宿泊業を営むもので区内に拠点を置くものが原則です。
- 例外として、③「実証実験の主旨に合致」し、かつ「他にない形態」であり、本事業を行わせることが「区民の利益又は区の観光振興に寄与する可能性を秘めている」と区長が認めた提案に限り、特別に認めることがあります。
- 船着場を利用可能な船舶は、利用登録者の旅客船（観光ツアー船等）、プレジャーボート、非動力船です。水上オートバイは利用できません。

【禁止事項】

- × 違法・不法行為〈要綱 § 10①(1)〉、公序良俗に反する行為〈要綱 § 11① (14)〉
- × 船着場利用の権利の譲渡、転貸又はそのことにより利益を得ること〈要綱 § 11①(3)〉
- × 船着場の構造・附属物の改変／毀損、又は工作物の設置〈要綱 § 11①(4)〉
- × 長時間の占有(操船者不在の放置を含む)、承認を受けた場所以外の係船〈要綱 § 11①(5)〉
- × 火気の使用、危険物の持ち込み〈要綱 § 11①(6)(7)〉
- × 敷地内での給油〈要綱 § 11①(6)〉
- × 著しい騒音を伴う行為。これより水上オートバイは利用不可〈要綱 § 11①(11)〉
- × 他の利用登録者に著しい不利益を与える行為〈要綱 § 10①(4)〉
- × ごみの放置、周辺の汚損につながる行為〈要綱 § 11①(10)(12)〉
- × 利用登録者が、神田川、日本橋川流域をはじめ国内において他の構造物や係留する船舶等を毀損、汚損、適正な手続きによらない改変、新たな構造物を設置する等、要綱その他法令等の規定に違反すること〈要綱 § 10①(1)(5)〉
- × 本事業と無関係の物品の販売、営業行為／飲酒／船着場鍵の複製、譲渡／その他、船着場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為〈要綱 § 11① (8) (14)〉

これら禁止行為が判明した場合は、利用登録を取り消します

〈要綱 § 10〉

2-3 利用の優先

- 災害等緊急時は、国、地方公共団体、警察又は消防等、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行う場合については、全ての利用に優先されます。
- 平常時は、管理・巡視・工事・運搬・訓練等、国、地方公共団体、警察又は消防等、並びに国、地方公共団体の許可を受けた者の利用が優先されます。
- 区の管理要綱第4条に基づく承認を受けた者の利用を優先させます。
一方、過去の事例において船着場を常時占有することは稀であることから、当事者間の調整により利用することは可能とします。
- 本事業は、自然環境の影響を大きく受けます。当初利用することを予定していた船着場と異なる船着場を使って上陸せざるを得ないことが想定されることから、各利用登録者と操船者は、人命第一、救助第一など相互の助け合いの精神によって利用をお願いします。

2-4 出水時等の利用制限

- 台風の接近等により出水が予想される場合、あるいは発生した場合は、自主的かつ早期に船着場の利用を中止し、参加者へ告知してください。
- また、干潮時に水深が極端に浅くなったり、埋没障害物が水面近くに顕わになったりすることで運行に支障があることがあります。
- 特に、固定栈橋型の船着場は、水位の増減で使用できなくなることがあります。
必ず事前に潮位の確認を行ってください。
- 万一、利用中に申請した船着場が利用できなくなった場合は、浮栈橋型の船着場を利用することを検討してください。その際、利用登録者は、緊急避難的に使用する船着場の利用状況を確認のうえ、使用中の利用登録者または操船者の承諾を得てください。
- 区は、航行に危険が想定される場合は、中止を勧告することがあります。なお、勧告を無視して発生した事故や企画の中止によって損失が生じた場合も、区は一切の責任を負わず、又は補償をしません。

第2部 基本的な利用の流れ

手順	利用登録者が行うこと	区との関係
1	利用登録申請（必要書類を添付）	区が審査し、承認（または不承認）を通知〈要綱§8③〉
2	鍵の借用	区から物理鍵を借用
3	（必要に応じ） 登録内容の変更・更新申請	区へ所定期限まで提出〈要綱§9〉
4	利用日時の予約（日時・船着場・便数等を確定）	区の指定する予約方法に従う（詳細は本マニュアル第3部）
5	利用・運行当日	遵守事項・禁止事項を徹底〈要綱§11、管理要綱§8等〉
6	事故・毀損等があった場合	区へ速やかな報告、指示への対応〈要綱§13、§15、管理要綱§7〉
7	鍵の返却	本事業終了次第、区へ返却（R9.9月末日期限）
8	利用実績報告書の提出（添付書類含む）	区へ速やかに提出（R10.2月末日期限）〈要綱§12〉

手順1 利用登録申請

- 利用に先立ち、「管理要綱」「要綱」及び本「利用マニュアル」に記載している事項を承諾の上、利用登録をお願いします。
- 事務局に利用者登録申請書（第1号様式）及び添付書類を、電子メールにて提出してください。なお、6MBを超えるメールは受け取ることができませんので、お手数ですが複数に分割して送信してください。
- 「写し」の提出が必要な場合は、スキャニングや写真撮影等により電子メールに添付してください。
- 利用者登録申請の内容は事務局で確認し、連絡します。その後、船着場門扉の鍵が借用できます。

事務局：千代田区 地域振興部 商工観光課 観光・地方連携担当 安田、荻田
 電 話：03-5211-3650（直通）
 Eメール：shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp

利用登録申請書（第1号様式）

第1号様式		年 月 日	
千代田区防災船着場利用登録申請書			
千代田区長 殿			
申請者 法人名 代表者名 所在地			
私は、千代田区が管理する防災船着場を活用した舟運事業の実証実験に参加するため、関係各要綱及び利用マニュアルの記載事項を承諾の上、申請します。			
利用者区分	要綱第7条第1項（第1号・第2号・第3号）関係		
実施事業	別添企画書のとおり		
担当者	氏名（よみがな）		
	電話番号 平日 : — — 土日 夜間緊急時 : — —		
	メールアドレス		
使用予定船舶	船名・船舶番号		
	規格（全長 全幅 総トン数 t）		
	旅客定員 人		
	船名・船舶番号		
	規格（全長 全幅 総トン数 t）		
	旅客定員 人		
	他の形態・名称		
	規格（全長 全幅 重量 kg）		
	1艇・台あたり定員 人		
	最大数量 艇・台		
利用船着場			
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
<以下、事務局記入欄>			
利用登録番号	第 号		
鍵の貸与年月日		貸与鍵の番号	

添付書類

- ・ 本事業の企画書（区民に対する事業、夜間利用する場合の事業詳細も含む。）
- ・ 本事業の実施体制、連絡先
- ・ 本事業で航行する船員名簿
- ・ 本事業に使用する船舶の検査証書の写し（動力船利用者）
- ・ 本事業に係る損害賠償責任保険の保険証券の写し
- ・ 誓約書（要綱第2号様式）

【区民に対する事業について】

- 各利用登録者は、申請した利用期間中、1回以上の区民を対象とした事業を実施してください。
- 運行ごとに参加枠の一部に区民枠を設ける場合、または企画事業の全てが区民を対象としたものの場合は、改めて実施する必要はありません。
- また企画事業が、1回のみを予定している場合は、参加枠の一部に区民枠を設けることで足りります。
- 上記のいずれの場合も、区が発行する広報千代田で周知します。
広報千代田の原稿は、実施の2か月前までに事務局が作成します。利用登録にあたって予めご検討願います。
- なお、区の情報発信媒体は、次のとおりです。ご活用ください。

広報千代田：毎月2回（5日号、20日号）発行。原稿作成は約2か月前

SNS（LINE、X、フェイスブック）：原稿作成は1か月～2週間前まで

区内掲示板：サイズはA3ポスターまで。掲示開始する週の前週の水曜日午後4時30分までにポスター納品

※ 上記はいずれも、区民も参加できるものでなければ掲出できません。詳細は事務局へお問い合わせください。

※ このほか、区の観光振興や地域振興に意義深いものは、報道機関へプレスリリースすることができます。

事務局：千代田区 地域振興部 商工観光課 観光・地方連携担当 安田、荻田

電話：03-5211-3650（直通）

Eメール：shoukougankou@city.chiyoda.lg.jp

手順2 鍵の借用

- 区は、利用登録者に対し船着場の鍵を貸与します。
- 鍵の貸与は、利用登録承認通知とともに事務局にて行います。
対応時間は、**平日の午前9時～午後4時30分**です。事前に来訪日を事務局にご連絡ください。
- 貸与した鍵の複製、他者への譲渡・貸与は禁止します。
- 鍵の紛失・破損は、利用登録者が責任を負うものとします。もし、鍵を紛失・破損した場合には、速やかに事務局に報告して下さい。
- 鍵を紛失・破損した場合は、鍵の交換に係る費用を負担していただきますので、鍵の管理には十分注意して下さい。

貸与した鍵の本事業以外での利用や複製、譲渡・貸与が
判明した場合は、利用登録を取り消します

〈要綱 §10、§11①(9)〉

事務局：千代田区 地域振興部 商工観光課 観光・地方連携担当 安田、荻田

電 話：03-5211-3650（直通）

Eメール：shoukougankou@city.chiyoda.lg.jp

手順3 登録内容の変更・更新申請

- 申請内容に変更があった場合や更新が必要な場合は、利用登録の変更・更新申請書（第4号様式）を提出して下さい。

変更・更新申請書（第4号様式）

第4号様式		年 月 日
千代田区防災船着場利用登録（変更・更新）申請書		
千代田区長 殿		
申請者 法人名 代表者名 所在地		
年 月 日付で承認を受けた利用登録に（変更・更新）を要するので申請します。		
変更内容	☐ 申請者・担当者に関すること ☐ 実施事業に関すること ☐ 使用予定船舶に関すること ☐ 利用船着場に関すること ☐ 利用期間に関すること (詳細記入欄) ※必要に応じ説明資料等を添付すること	
	変更適用開始日 令和 年 月 日から適用	

添付書類

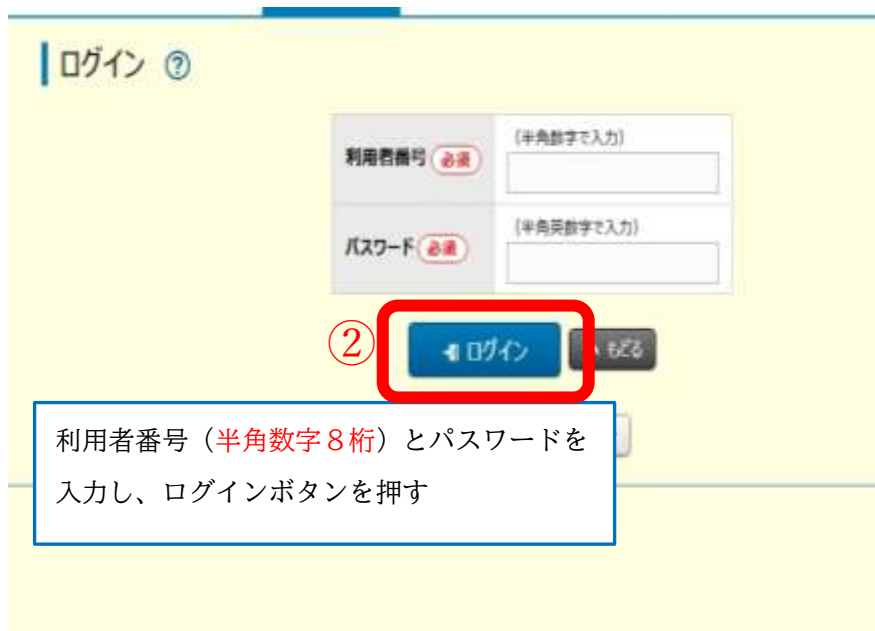
- 変更があった事項に関する書類

手順4 利用日時の予約

- 利用日時の予約は、施設予約システムにより行います。
- 船着場ごとに1時間単位で予約をしてください。
- **利用時間の重複やトラブル等は、利用者間で調整・解決**してください。
- 別の船着場利用予定者から、緊急避難的に上陸のための利用依頼がなされる場合があります。必ず当日繋がる連絡先（利用登録者または操船者）の携帯電話番号を登録してください。私的な携帯電話番号しかない場合は、各利用登録者において個人情報の漏洩にならない方法をご検討ください。
- 船着場の予約方法
 1. 施設予約システムにアクセス

<https://web117.rsv.ws-scs.jp/chiyoda/web/index.jsp>

2. 利用登録後に通知された利用者番号・パスワードを入力してログイン



ログイン ?

利用者番号 **必須** (半角数字で入力)

パスワード **必須** (半角英数字で入力)

② ログイン

利用者番号（半角数字8桁）とパスワードを入力し、ログインボタンを押す

3. 利用する船着場を選択

空き状況検索 ?

検索条件

いつ

どこで

何をする

指定条件 今日～、テスト 船着き場で検索する。(1か月表示)

③

いつ：利用希望日の範囲
どこで：船着場
何をする：指定なし

4. 利用日時を1時間単位で選択

船着き場

1ヶ月空き表示

1週間空き表示

●空きをクリックして✓選択し、を押します。数字をクリックして予約回数を変更できます。
次の画面で有効期限や施設の1ヶ月申込利用制限等のチェックを行っています。

テスト 船着き場 鎌倉河岸

時間帯	6月29日 月曜	6月30日 火曜	7月1日 水曜	7月2日 木曜	7月3日 金曜	7月4日 土曜	7月5日 日曜
0時	—	×	✓	●	●	●	●
1時	—	●	●	●	●	●	●
2時	—	●	●	●	●	●	●
3時	—	●	●	●	●	●	●
4時	—	●	●	●	●	●	●
5時	—	●	●	●	●	●	●
6時	—	●	●	●	●	●	●
7時	—	●	●	●	●	●	●
8時	—	●	●	●	●	●	●
9時	—	●	●	●	●	●	●
10時	—	●	●	●	●	●	●
11時	—	●	●	●	●	●	●
12時	—	●	●	●	●	●	●
13時	—	●	●	●	●	●	●
14時	—	●	●	●	●	●	●
15時	—	●	●	●	●	●	●
16時	—	●	●	●	●	●	●
17時	—	●	●	●	●	●	●
18時	—	●	●	●	●	●	●
19時	—	●	●	●	●	●	●
20時	—	●	●	●	●	●	●
21時	—	●	●	●	●	●	●
22時	—	●	●	●	●	●	●

④

利用したい船着場を選択

⑤

クリック

● → ✓

利用したい日時を選択し、予約を押す

⑥

5. 内容を確認し、予約を確定

予約内容確認 ?

以下の内容で予約を行います。

No.1テスト 船着き場 7月1日(水曜)2026年

利用時間	00時00分～01時00分
施設	鎌倉河岸
利用目的 必須	その他
催し物名	(半角文字で入力) 例) サークル練習会
利用人数 必須	(半角文字で入力) 30

7 ✓ 予約 ← キャンセル 予約完了

利用目的：その他
催し物名：利用内容を必ず入力してください
利用人数：入力してください

○ 留意事項

- ・ 利用者番号・パスワードは第三者に漏えいしないよう、適切に管理してください。
- ・ 予約は1か月前から可能です。
- ・ 変更・キャンセルは、施設予約システムから行ってください。
- ・ 大量の予約やキャンセルを繰り返す行為はおやめください。
- ・ 当日予約はできません。前日までに予約をしてください。

事務局：千代田区 地域振興部 商工観光課 観光・地方連携担当 安田、荻田

電 話：03-5211-3650（直通）

Eメール：shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp

手順5 利用・運行当日

1 当日の基本ルール

- 固定栈橋型の船着場は、水位の上昇で必ず汚れ、滑りやすくなります。必ず利用前に確認し、清掃してください。
- 法令等および地域の航行ルールを遵守し、地域慣例にも配慮してください。運航に関する許認可・資格・安全管理は、利用登録者の責任で適切に実施してください。
- **時間厳守**：予約した時間内で利用し、船着場を長時間占有しないでください。
- **係留場所**：承認を受けた場所以外に船を係留しないでください。
- **安全確保**（事故防止）：航行及び乗降客の安全を十分に確保してください。
 - ・ 乗降時の転落・転倒防止（誘導員配置、声かけ、手すり利用）
 - ・ ライフジャケット着用
 - ・ 荒天時等の判断（無理な出航はしない／中止基準を社内で定める）
 - ・ 参加者の体調不良・負傷への備え（応急手当、救急要請、連絡体制）
- **施設保全**：施設は大切に使い、構造・附属物を改変／毀損しないでください。ロープ固定等は施設に負荷をかけない方法で行ってください。ゴミ等は捨てないで下さい。
- **第三者の立入り防止**：参加者以外が立ち入らないよう注意し、危険箇所には立入制限を設けてください。
- 接岸中は、船の近傍に、ただちに船を操船できる方が最低1名待機して下さい。
- 利用停泊時に船を操船できる者が不在で他船着岸を妨げる場合には、警察へ連絡します。
- **近隣・環境への配慮**：
 - ・ 騒音を発しないでください（案内放送・呼び込み等も含む）。
 - ・ 参加者に喫煙やポイ捨て等の迷惑行為をさせないでください。
 - ・ 廃棄物は事業者の責任で適切に処理し、船着場内に放置しないでください。
- 夜間に利用する場合は、投光器等の照明器具を準備するなど安全面を確保のうえ船着場等を利用してください。このとき、区は機器及び電源の貸与を一切行いません。

2 参加者への周知事項

- **迷惑行為の禁止**：参加者に対し、船着場周辺及び施設内での喫煙、吸い殻やごみのポイ捨て、飲酒、騒音等の迷惑行為を行わないよう、乗船前に必ず周知してください。
- **安全案内**：段差・濡れ面・手すり位置等を説明し、走らない、押さない等の注意喚起を行ってください。
- **待機列の整理**：周辺通行の妨げが想定される場合は、待機場所や導線を設け、誘導員を配置してください。
- 万一、予定船着場と異なる船着場を利用して参加者を下船させる場合は、最寄り駅等の地域情報を提供してください。

3 清掃・原状回復（利用後の対応）

- 利用の都度、使用した船着場および周辺の清掃を行い、直ちに原状に回復してください。
- ごみは全て持ち帰り、事業者の責任と負担で適切に処理してください（参加者が出したごみを含む）。
- 忘れ物・落とし物が発生した場合は、回収のうえ区へ報告してください（連絡先は運用確定後に追記）。

近隣住民とのトラブルや苦情があった場合で、解決が困難と判断された場合は、期間終了前に本事業を中止することもあり得ます

手順6 事故・毀損があった場合

- 人命に関わる場合は、ためらわず 119 番（救急・消防）へ通報してください。
- 事故・毀損・近隣苦情等が発生した場合は、状況（日時／場所／内容／対応状況）を整理し、速やかに区へ連絡してください。
- 区から指示がある場合は、現場の安全確保を最優先にしつつ、指示に従って対応してください。

区の連絡先	
平日午前 8 時 30 分～午後 5 時	電話：03-5211-3650（商工観光課）
夜間・休日	商工観光課へメールし、平日に速やかに電話

事故・損害・保険

- **事故対応**：本事業実施中に発生した事故は、利用登録者自らの責任において処理してください（区は責めを負いません）。
- **保険加入**：本事業実施期間中、損害賠償責任保険（対人・対物）に加入してください。保険金額は、1 事故当たり 1 億円以上とします。利用登録申請時に必ず保険証券の写しを提出してください。
- **施設の毀損等**：船着場の構造物等を毀損した場合は、区の指示に従い損害を賠償し、又は原状回復してください。

手順7 鍵の返却

- 事業を終えた利用登録者は、速やかに区（事務局）へ鍵を返却してください。
- 返却対応時間は、**平日の午前8時30分～午後5時**です。事前に来訪日を事務局へご連絡ください。
- 返却時期の限度は、令和9年9月末日です。

事務局：千代田区 地域振興部 商工観光課 観光・地方連携担当 安田、荻田

電 話：03-5211-3650（直通）

Eメール：shoukougankou@city.chiyoda.lg.jp

手順8 利用実績報告書の提出

- 本事業が終了したときは、事務局に利用実績報告書（第7号様式）及び添付書類を、電子メールにて提出してください。なお、6 MB を超えるメールは受け取ることができませんので、お手数ですが複数に分割して送信してください。

利用実績報告書（第7号様式）

第7号様式

千代田区防災 船着場利用実績報告書

千代田区長 殿

申請者 法人名

代表者名

防災 船着場を活用した舟運事業の実証実験について、下記のとおりその実績を報告します。

年 月 日

利用者区分	要綱第7条第1項（第1号・第2号・第3号）関係
基本事業	事業名
	期 間
	利用船着場
	運 行 数
	便（艇・台）
事業概要	詳 細
	事業化
	事業名
	開催回数
	開催日
区民を対象とした事業	利用船着場
	参加者数
	詳 細
	事業化
	参加（数）目標の達成度
魅力向上・回遊への貢献度	
今後の意向（基本事業のみ）	

添付書類

- ・ 運航実績、利用回数、乗降者数（うち外国人数）、利用者の属性、利用者の声、事故・苦情の有無、ヒヤリ・ハット事例、写真、他事業者との調整状況、船着場の利用における課題等

第3部 船着場ごとの特異点・運用方法

1 新三崎橋防災船着場

- 不燃ごみの運搬船の通航を妨げないこと
- 停泊限度数 1 隻
- **固定栈橋**のため、利用登録者は事前清掃を要する。利用可能潮位は事前に要確認
- 特に**干潮・渇水時は船着場へ上陸できなくなる**ことから要注意
- **船着場付近に首都高速の橋脚が多数**。衝突注意

2 和泉橋防災船着場

- 観光・回遊動線の起点になりやすく、混雑管理が必要
- 停泊限度数 1 隻 浮栈橋の長さ約 20m

3 千代田区庁舎前防災船着場

- 停泊限度数 1 隻
- **固定栈橋**のため、利用登録者は事前清掃を要する。利用可能潮位は事前に要確認
- 特に**満潮・増水時は船着場が水没**し、上がれなくなるので要注意
- **船着場付近河床に礫や埋蔵物**があることが想定され、利用者は事前に要確認

4 鎌倉河岸船着場

- セキュリティの観点から二重施錠体制。外側の鍵はビル管理者により午前9時から午後5時までの間のみ開錠されるため、事業者は貸与された内側の鍵を使用して立ち入ることとし、当該時間帯以外は立ち入りできない。
- 利用可能時間外に利用する場合は、利用日の5開庁日前までに事務局へ連絡
- 停泊限度数 2 隻 浮栈橋の長さ約 30m
- **鎌倉橋上流河床に丸ノ内線躯体が横断**。干潮時要注意

5 その他航行時の留意地点

- 神田川 粗大ごみ運搬船の航行、工事関係運搬船の航行あり。要注意
- 神田川 **万世橋上流河床に銀座線躯体が横断**。渇水時要注意
- 神田川 お茶の水分水路呑口（水道橋下流）、吐口（昌平橋下流）は増水時要注意

- 日本橋川 雉橋付近底浅。干潮・濁水時要注意
- 日本橋川 **常磐橋（石橋）は国史跡**であり、文化財保護法の対象となる。満潮・増水時の航行の可否を事前に確認するとともに、接触事故がないよう要注意

6 鍵の運用方法

【開錠】

開錠して門を開ける



普段施錠している様子



【施錠】

バーを左まで通す



鍵を閉める（要確認）



7 その他

固定桟橋：水没後は滑りやすいので注意



浮桟橋：潮位で斜度が変わるので注意



付録 よくある質問（FAQ）

Q 1：船着場の利用時間を延長したい場合は？

A 1：原則は、午前9時～午後5時です。延長等が必要な場合は、事前に事務局へ相談し、承認を得てください。

Q 2：船着場で飲食や物販はできますか？

A 2：熱中症予防の飲料等は、可能な限り乗船前に購入するよう注意喚起してください。その他、本事業に関係がない物品販売・営業行為は禁止です。

Q 3：利用後にごみが出た場合は？

A 3：事業者の責任で全て持ち帰り、適切に処理してください。

Q 4：船着場周辺に駐車場はありますか？

A 4：船着場周辺に本事業専用の駐車場はありません。参加者に対しては、公共交通機関を利用するよう周知をお願いします。

Q 5：周辺地域の方や施設と連携した事業を行いたいのですが？

A 5：船着場ごとに異なります。次の例示はあくまで「可能性」であり、連携を約束するものではありません。

- ・ 新三崎橋：アイ・ガーデン・エア、大和ハウス（39 ベース）、近隣商店街
- ・ 和泉橋：和泉橋出張所、近隣町会、ファミリーバザール実行委員会
- ・ 区庁舎前：区役所各所属、千代田区観光協会、近隣町会
- ・ 鎌倉河岸：大丸有協議会、近隣町会